

2005 (平成 17)年度 法学既修者選考試験問題

## 民事訴訟法

( 90分、総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

### 注 意

- 1 . 問題用紙は、表紙をふくめて4ページで、問題は1問ある。
- 2 . 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
- 3 . 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
- 4 . 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
- 5 . 問題の内容に関する質問には、応じない。
- 6 . 試験時間内の退場はできない。なお試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
- 7 . 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
- 8 . 問題用紙及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

## 問題

次の事例について、設問に答えなさい。

【事例】福岡市内に主たる事務所がある株式会社Aの代表取締役Xは、佐賀市内に居住しているが、平成16年10月1日、熊本市内に出張した際、画廊Bに立ち寄り、その経営者Yとの間で、店頭飾られていた絵画（以下「本件絵画」という）を「代金200万円、このうち40万円は即時に支払い、残金160万円は同年11月1日に、画廊Bに持参して支払う。その際、本件絵画を授受する」との売買契約を締結し、その旨の売買契約書を取り交わした。そして、XはYに内金40万円を支払った。

ところが、Xは、やむを得ない事情があって、約束の日に画廊Bに出向くことができなくなり、その旨をYに連絡して、履行期の延期を求めた。しかし、Yに拒否された。そのため、Xは残金160万円を弁済供託のうえ、後日、Yを相手に本件絵画の引渡しを求める請求訴訟（以下「本件訴訟」という）を提起した。ところが、Yは、本件絵画を既にZに売り渡しており、本件絵画は現にZが所持している。

### 〔設問〕

- 1 本件訴訟の訴訟物および管轄裁判所について記述しなさい。
- 2 XY間の売買契約書の買主欄に「X」個人ではなく、「A株式会社代表取締役X」の記名押印があり、内金40万円の領収書の宛名も同様である場合、そのことが本件訴訟に及ぼす影響について述べ、併せて、Xの取り得る対応に言及しなさい。
- 3 本件絵画をZが占有している事実は、本件訴訟の勝敗にどのような影響があるか。
- 4 Zは、本件訴訟に参加することができるか。

余白

余白